

松 高 第 1 4 3 1 号

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

地域密着型サービス事業者 各位

松原市健康部高齢介護課長

指定地域密着型（介護予防）サービス利用の取扱いについて（通知）

平素は、介護保険行政にご尽力、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 2 8 年 4 月 1 日から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域密着型通所介護の創設（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）が施行されます。つきましては、他市町村の被保険者が本市所在の地域密着型サービス事業所等を利用される場合は、介護保険法 78 条の 2 第 4 項により当該事業所を指定する必要があり、その場合には、本市の同意が必要となります。つきましては、別添の図を参照していただき手続きをして下さい。

具体的な手続きとしては、当該事業所において本市以外の被保険者が利用される場合は、事業所内で、その利用者が、**区域外利用者を認めるにやむを得ない事情があるか否か、地域密着型サービスの趣旨（高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点）を大きく外れていないかを、総合的かつ十分に検討してください。**その上で、必要であると判断される場合には、当該利用者のケアマネジャー、家族及び事業所から理由書の提出を求めます。また、事業所においては、利用者の保険者である市町村の担当課と協議し、当該市町村の手続きに従い、指定申請を行って下さい。

なお、本市「同意」については、当該他市町村の被保険者ごとに個別に行うものとします。理由書の様式については、松原市のホームページをご参照ください。

松原市健康部高齢介護課 認定係

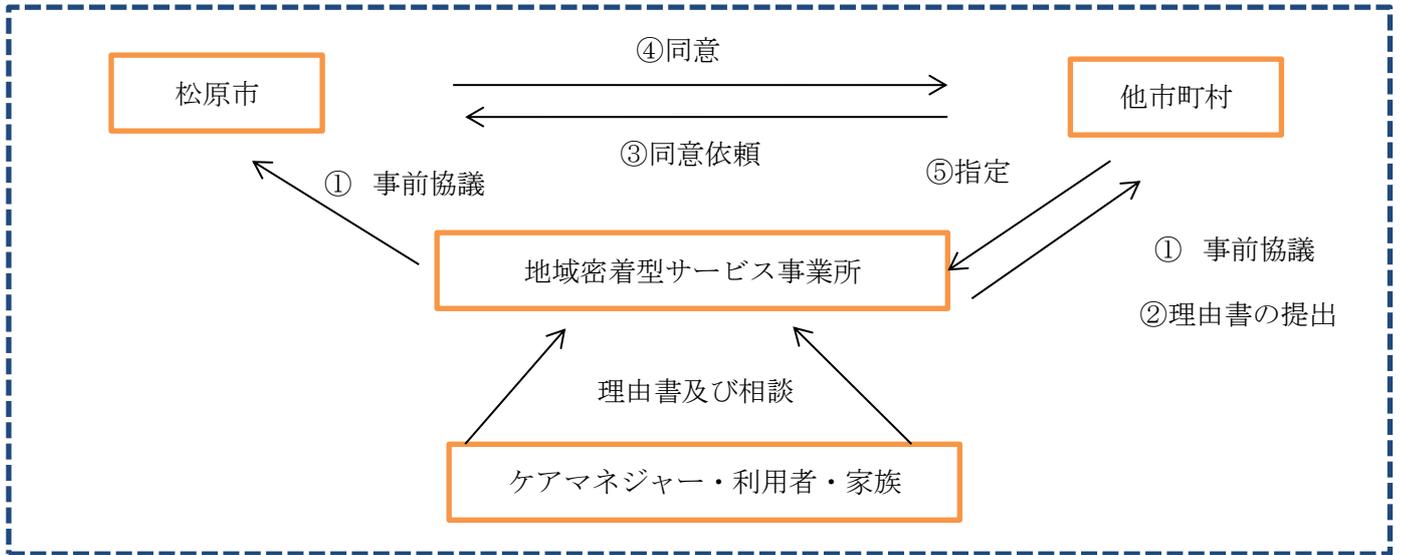
電話：072-334-1550

Fax：072-337-3052

E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp

別添

【他市の被保険者が松原市の地域密着型サービスを利用する場合】



【松原市の被保険者が他市の地域密着型サービスを利用する場合】

